

函館市教育振興審議会運営要綱 新旧対照表

現行	改正案
第 1 条～第 4 条 （略）	第 1 条～第 4 条 （略）
（庶務）	（庶務）
第 5 条 審議会の庶務は教育委員会事務局学校教育政策推進室教育政策課において統括する。 <u>ただし、次の各号に掲げる専門部会の庶務は当該各号に掲げる課において処理するものとする。</u>	第 5 条 審議会の庶務は教育委員会事務局学校教育政策課において統括する。
(1) 点検評価部会 学校教育政策推進室教育政策課	
(2) 学校再編部会 学校教育政策推進室学校再編・地域連携課	
第 6 条 （略）	第 6 条 （略）
附 則 （施行期日）	附 則
1 この要綱は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。	この要綱は、平成 30 年 7 月 6 日から施行する。
2 この要綱は、令和元年 6 月 21 日から施行する。	附 則 この要綱は、令和元年 6 月 21 日から施行する。
3 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。	附 則 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。
	附 則 <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>